

改正後	改正前
<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け                  ることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三                  条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律                  第七十三号）第六十八条、第六十九条ノ三若しくは第七十条第一項                  、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条                  前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る                  部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）                  第二百二条第一項、<u>第百三条の二</u>、<u>第百四条第一項</u>（同法第百二条第                  一項若しくは第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、第百八十                  二条第一項若しくは第二項若しくは第百八十四条（同法第百八十二                  条第一項若しくは第二項の規定に係る部分に限る。）、労働保険の                  保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四                  十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定                  に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六                  号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る                  部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わ</p>	<p>（許可の欠格事由）</p> <p>第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受け                  ることができない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条若しくは第二                  百十四条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第六十八条若                  しくは第七十条、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十                  号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前                  段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法                  律第百十五号）<u>第百二条第一項</u>、<u>第百四条</u>（同法第百二条第一項の                  規定に係る部分に限る。）、第百八十二条第一項若しくは第二項若                  しくは第百八十四条（同法第百八十二条第一項若しくは第二項の規                  定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律                  （昭和四十四年法律第八十四号）<u>第四十六条前段若しくは第四十八                  条第一項</u>（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇                  用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）<u>第八十三条若しくは第八                  十六条</u>（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により                  罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることが                  なくなつた日から起算して五年を経過しない者</p>

り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過  
しない者

三丁六（略）

三丁六（略）